

## 議第62号

三島市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部  
を改正する条例案

三島市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成31年三島市  
条例第1号）の一部を次のように改正する。

第6条中「再任用短時間勤務職員」及び「再任用職員」を「定年前再任用短時間  
勤務職員」に改める。

### 附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

令和4年9月6日提出

三島市長 豊岡 武士